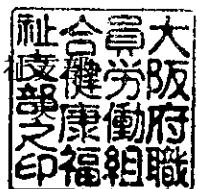


2015年1月22日

大阪府知事 松井一郎様  
健康医療部長 上家和子様

大阪府職員労働組合健康福祉支部  
支 部 長 小 山 智



## 2015年度健康福祉支部要求書

私たちは、2014年12月4日開催の府職労健康福祉支部第16回定期大会の決定にもとづき、府民福祉、公衆衛生の向上と組合員の労働条件改善の立場から2015年度健康福祉支部要求書を提出します。府当局として誠意をもって、実現に努めることを要求します。

- 【1】労使慣行を厳守し、労使間の確認事項を遵守すること。
- 【2】賃金・諸手当等に関する以下の要求に応えること。
  1. 相対評価は、職員の意欲向上にはつながっておらず、職場に矛盾と混乱をいっそう拡大するものであり、中止すべきと考える。特に健康医療部の職場は、チームワークが大切であり、相対評価はなじまないと考える。「新人事評価制度」による評価結果の賃金リンクは行わないこと。
  2. 健康医療部の職場の現業職員の技能労務職給与表適用をやめ、行政職給料表を適用すること。
  3. 医療職三表適用者については、調整数1を増額すること。
  4. 1日採用でなければ交通費が出ない実態について、日割りで交通費支給ができるように改善し、必要額を全額支給すること。年度途中で採用される職員に対し、採用日にかかわらず実費交通費を支給すること。
  5. 出張先からの電話連絡について、個人負担にならないようにすること。緊急連絡体制作成・出張中に職場と連絡を取り合う場合等に、個人の携帯電話所持を強要しないよう、必要な場合は、公用の携帯電話を必要数配置すること。
- 【3】労働時間の短縮、時間外勤務の縮減等について以下の要求に応えること。
  1. 時間外勤務・恒常的残業をなくすため抜本的な対策を講じること。時間外勤務は、原則として一日2時間・一週5時間・年間120時間を上限規制とし、併せて、女性職員の深夜労働を禁止すること。大阪府の定める年360時間の上限規制に責任を持ち、実効ある措置を講じること。特に本庁各課の恒常的残業をなくすこと。サービス残業を根絶するため適切な対策をはかること。
- 【4】特別休暇制度の拡充に向け、次の要求を実現すること。
  1. 出産や育児、介護等の休暇制度を拡充し、代替職員の確保をはかるなど、労働条件改善に向けた措置を講じること。
  2. 育児にかかる短時間勤務制度及び高齢者部分休業制度については、安心して取得できる人員確保と職場環境の整備をはかるなど、労働条件の改善に向けた必要な措置を講じること。
- 【5】男女とも働きやすく働き続けることのできる労働条件・職場環境へと改善するため、以下の要求を実現すること。
  1. 産休・育児休業・病気休暇・休職等について、正規職員の代替を配置するなど、誰もが安心して働き続けられるよう職場環境をととのえること。
  2. 再任用職員については、退職後の生活保障の観点から希望者全員を採用すること。また、週3日雇用の再任用職員については、当該職場の労働条件を維持する観点から、定数外任用や必ずペアを確保するなど、必要な措置を講じること。

3. 生理休暇や年次有給休暇が取得できるよう職場環境を改善すること。
4. 産後特別休暇を産前に取得する場合、その期間についても、当該職場の労働条件を維持する観点から、代替職員の確保をおこなうなど必要な措置を講じること。
5. 育児のための短時間勤務制度や部分休業などについて安心して取得できるよう代替人員を確保するなど職場環境の整備し、取得にあたって、不当な干渉や差別的な対応を行わないこと。
6. 定年退職・中途退職に伴う欠員については、当該職場の労働条件を維持する観点から、原則に従って代替職員の確保をおこなうなど直ちに必要な措置を講じること。

#### 【6】各職場に関する以下の要求に応えること。

##### 1. 本庁職場

- 1) 本庁における月 80 時間超える職員数、及び年 360 時間を超える職員数を、大括り室ではなく課単位で明らかにすること。また、常時月 80 時間を超える時間外勤務となつた職員の所属グループを明らかにし、対象となるグループと職員には、これらの解消にむけた改善策を示すこと。
- 2) 疾病対策グループの難病の受給者証発行業務について、長時間・過密労働が生じている。労働条件改善のために必要な措置を講じること。今般示された部としての応援体制にあたっては、応援の職員に過重な負担が生じないよう、元職場の業務に支障が生じないように配慮すること。

##### 要望事項

本庁周辺の工事にあたっては、騒音や事故について来庁者をはじめ周知に努めること。(府内ウェブでの掲載のみを持って周知したことのないよう)

##### 2. こころの健康総合センター

- 1) 業務量が多く、恒常的な時間外労働が発生している実態について、業務量に見合った人を配置するなど、労働条件の改善のための措置を講じること。
- 2) 診療科廃止に伴い、職員の過重労働にならないよう必要な措置を講じること。

##### 要望事項

府市統合についての部の考え方と現在の状況を示すとともに、府民サービスの低下とならないようにすること。

##### 3. 公衆衛生研究所

- 1) 平成 25 年 10 月 28 日に「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への移行に伴う職員の承継・派遣及び勤務労働条件等について」が提案された。しかしながら、平成 26 年 4 月に予定されていた公衆衛生研究所の統合・独法化は依然として実施されず、平成 26 年 12 月 19 日には、平成 25 年 11 月に提出された大阪市環境科学研究所条例の廃止条例案など統合・独法化関係 5 条例が大阪市会（平成 26 年第 3 回定例会）本会議で否決された。これによって、公衆衛生研究所の統合・独法化の目処はますます立たなくなつたと言わざるを得ない。提案された勤務労働条件は、平成 26 年 4 月の独法化を見据えた提案であり、当然、内容も現在の我々を取り巻く勤務労働条件等を反映していない。よって、本提案及び本提案に付随するすべてのものについて、撤回すること。
- 2) 上記提案を撤回しない場合は、早急に勤務労働条件等の詳細を提示し、十分な協議を尽くすこと。なお、勤務労働条件等については、以下の事項を遵守すること。
  - ア) 従前の労使慣行を遵守すること。

- イ) 勤務労働条件は現状を低下させず、充実・改善すること。
  - ウ) 職員が所属した組織の違いで、勤務労働条件等に差を設けないこと。
  - エ) 承継・派遣については、個人の希望調査を行い、本人の意思を十分に尊重すること。
  - オ) 派遣については、個人の意見を尊重し、希望職場を確保すること。
  - カ) 派遣を選択した場合、定年退職まで期間を保障すること。
  - キ) 法人が解散した場合、職員の身分保障を行うこと。
- 3) 獣医師 1 名（細菌課）、技能労務職員 1 名（細菌課）、医師 2 名（ウイルス課）、薬剤師 1 名（生活環境課）が欠員となっている。そのため、業務が振り分けられ、職員に過重な負担がかかり、勤務労働条件の悪化を招いている。労働条件の改善に必要な措置を講じること。
  - 4) 公衆衛生研究所を健康科学センターに移転する際には、職場環境の安全性を考慮して十分な作業スペースを確保するとともに、地方衛生研究所としてこれまで担ってきた役割が十分果たせるよう、基本構想や基本計画等の移転計画を策定すべきと考える。移転後の職場環境については、職員の安全性を十分に担保すること。
  - 5) 特殊勤務手当の支給範囲を拡大すること。
    - ア) 感染性試料取り扱い手当の対象を広げること（一類、二類に限らず）。
    - イ) 治療法の見つかっていない病原微生物取り扱い者の手当を新設すること。
    - ウ) ダイオキシンなど特に毒性が強い化学物質を取り扱う場合の手当を新設すること。
    - エ) 危険物取扱者の手当を新設すること。
  - 6) 獣医師職・薬剤師職以外の研究員の育休・産休代替についても、業務の専門性を考慮し、他の職員に過重負担がかからないよう対策を講じること。
  - 7) SSC 端末機が、一人一台配備されていない状況で支障が生じている。職員 1 人に 1 台を配備し、職場環境を整えること。

#### 要望事項

1. 公衆衛生研究所の健康科学センターへの移転計画については、職員に十分な説明を行うこと。
  2. 公衆衛生研究所の地方独立行政法人化は行わないこと。
  3. 公衆衛生研究所の地方独立行政法人化を進めるのであれば、平成 26 年 4 月 18 日の府市統合本部会議資料で検討するとされた地方独立行政法人化後の「あり方」を示すとともに、地方独立行政法人化するメリット・デメリットや必要性を合わせて明らかにすること。
  4. 大阪市立環境科学研究所との統合に際し、統合研究所の独立行政法人化の推進を中止すること。
  5. 公衆衛生研究所を地独法人化する合理的な理由を明確にすること。
  6. 統合・独立行政法人化に係るすべての事項について何らかの進展が見られた場合には、速やかにその情報を職員に周知し、業務の遂行に関する職員の意見を十分に取り入れること。
  7. 公衆衛生研究所のあり方を検討すること。
  8. 府民の健康危機管理に対応するための必要な人員確保に努めること。
  9. 正規職員の補充にあたっては職場の年齢構成を考慮すること。
10. 新規採用にあたっては、学歴の中斷にならず、また多様な人材確保できるよう適切な時期に選考を行い 4 月 1 日付けで採用されるようにすること。そのとき、任期付研究員、行政職での採用はしないこと。
  11. 所長を含め管理職は、公衆衛生行政に対する地方衛生研究所の責務を理解し、その遂行に適した人を正規職員とすること。
  12. 主任研究員から総括研究員への昇格基準及びその位置づけを明確にし、スタッフとしての総括研究員を任用すること。

#### 4. 監察医事務所

- 1) 職員の給料の調整額に関する規則別表第一に規定するもののうち、監察医事務所に係るものについて、調整数の引き上げを行うこと。

### **要望事項**

1. 独立行政法人化等民間委託を行わないこと。
  2. 老朽化した施設の早期建て替えを行うこと。また、建て替えまでの間において、バイオハザード対策に係る施設・設備の改善を早急に行うこと。
5. 食鳥検査センター
- 1) 門真食鳥検査所職員の夜勤の軽減等勤務時間の改善を図るために必要な措置を講じること。
  - 2) 両食鳥検査所職員の呼吸器関係を含む健康管理体制の充実、改善すること。
6. 食肉衛生検査所

### **要望事項**

両食肉衛生検査所について、「安全な食肉を供給するに相応しい検査体制充実」のため、BSE全頭検査の原則を引き続き維持するとともに、放射能検査等業務量の増加に見合った検査員の増員を行なうこと。

**【7】健康管理体制の強化充実に関する以下の要求に応えること。**

1. 労働安全衛生法(施行規則)の「安全衛生委員会を毎月1回以上開催すべきである」との趣旨を踏まえ、各職場に労働安全衛生委員会・労働安全推進者を設置・開催し、議事録を周知すること。府職労代表の委員を選出すること。
2. 感染症対策について、「感染症予防対策委員会」を十分機能させ、業務上必要なワクチン接種(肝炎ワクチン等)については、出張扱いとすること。
3. 急増するストレスやメンタルヘルスに関わる病気・事故に対する対策を講じること。
  - 1) メンタルヘルス対策を個人の問題とせず、職場環境衛生問題として対策を図ること。  
具体的に過密、過重労働、恒常的長時間労働の解消を図ること。
  - 2) 「大阪府職場復帰支援プログラム」を実効あるものにすること。
  - 3) 産業医への相談は、所属としても職員の状況を連携、把握し、プライバシーを保護しつつ、改善の対策を共同して行なうこと。
  - 4) 必要な場合、積極的に公務災害認定を行ない、所要の措置をとること。

**【8】同一職場で働く職員の労働条件に密接に関係していることをふまえ、非正規職員の継続した雇用確保するなど、労働条件の改善による均等待遇をはかること。**

- 1) 職場で病欠等が発生した場合、当該職場の労働条件を維持する観点から、必要な代替職員の確保をおこなうため、研究職・看護師等の専門職の人材確保が可能な単価とすること。
- 2) 非常勤職員が必要な検診等にいく場合、職免を適用すること。

**【9】セクシュアルハラスメントが起こらないよう、府のセクハラ防止指針に基づき以下の対策にとりくむこと。**

- 1) 研修や啓発冊子等で、非常勤を含む全職員への指導を徹底すること。
- 2) 苦情・相談体制を充実とともに、相談をする側の不利益が生じないようにすること。

**【10】パワーハラスメントが起こらないよう、実効あるパワーハラスメント防止対策を講じること。当面、各職場での現状調査を実施するとともに、問題点があれば是正すること。**

### **要望項目**

#### **府政・施策にかかる要望事項**

- 【1】 「大阪府行財政構造改革推進プラン(素案)」を撤回し、府民生活、福祉、教育の切り捨**

てを行わず、府民本位の財政再建に取り組み、自治体としての公的責任を果たすこと。

【2】 公衆衛生の事業の拡充と整備を図ること。

【3】 組織・機構・任用等に関わる要望事項

1. 「職員基本条例」「政治活動制限条例」「労使関係条例」は撤回すること。大幅な人員削減を前提とした組織機構の改変、府民サービスの低下につながる民間委託や独立行政法人化などは行わないこと。
2. 公正な昇任・昇格を行うこと。生活できる賃金保障の観点から、遅くとも41歳で主査とすること。また、技術系職員の主査選考基準を明らかにし、希望者に本人開示を行うこと。
3. 職員の人事異動にあたっては、本人の意思を十分尊重するとともに、通勤時間・経路・母性保護・待遇・男女バランス等を考慮し、発令の1週間前に内示すること。待遇上、頻繁な人事異動は、十分に考慮すること。
4. 大阪版「市場化テスト」は撤回し、自治体の役割を根本から否定する自治体業務の民営化や企業参入をやめ、公的責任を果たすこと。
5. 「NPO・府民との協働」の名のもとに行政サービスを肩代わりさせ、行政責任を放棄しないこと。
6. 市町村への権限移譲は、府の公的責任、専門性・利便性の担保の問題からも実施しないこと。
7. 出資法人の削減・見直しによるプロパー職員の一方的解雇や労働条件の低下を行わず、当該労組や職員と協議が尽くされるよう、府としての責任を果たすこと。

以上

